

札幌圏都市計画地区計画の決定（江別市決定）

都市計画豊幌中央東地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	豊幌中央東地区地区計画	
位 置	江別市豊幌の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	13.6ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、飛び地の市街地である豊幌地区の東側、JR豊幌駅より南東約400mに位置し、都市計画道路「豊幌大通」（国道12号）に接する地区であり、現在、組合施行の土地区画整理事業による宅地開発事業が進められている。</p> <p>そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かで、うるおいのある住宅市街地の形成を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の3地区に細分化し、それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>低層一般住宅地区 戸建住宅のほか小規模な店舗、事務所を兼ねる住宅などが立地できる地区とする。</li> <li>沿道サービスA地区 幹線道路に面する地区であることから、沿道サービス施設のほか、地域住民の利便の向上を目的とした店舗、事務所等が立地できる、良好な市街地形成を図る地区とする。</li> <li>沿道サービスB地区 幹線道路に面する地区であることから、沿道サービス施設の立地を主とし、業務機能の増進を図る地区とする。</li> </ol>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の区画道路、公園等については、当該土地区画整理事業により整備されるので、これら地区施設の機能の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>良好な市街地形成を図るため、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を行う。</li> <li>北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するためそれぞれの地区に「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。</li> <li>沿道サービスA地区、沿道サービスB地区にあっては、買物、事務所利用などの駐車スペースを確保するとともに、植栽などうるおいのあるまちなみの形成が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を行う。</li> <li>低層一般住宅地区にあっては、宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じて、へい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を行う。</li> </ol>

2 地区整備計画

地区 整備 計画	地区の名称	豊幌中央東地区		
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり		
	地区整備計画の区域の面積	11.9 ha		
	地区の細区分 (区分の区域は 計画図表示のと おり)	区 分 の 名 称		
		低層一般住宅地区 (第一種低層住居専用 地域)	沿道サービスA地区 (近隣商業地域)	沿道サービスB地区 (準工業地域)
	建築物の用途の 制限	建築基準法別表第二 (い)項に掲げる建築 物(3戸以上の長屋又 は共同住宅、寄宿舍及 び下宿を除く。)以外の 建築物は建築してはな らない。	次に掲げる建築物 は建築してはならな い。 (1) 畜舎(床面積の合 計が15㎡以内のも のを除く。)	次の各号に掲げる 建築物は建築しては ならない。 (1) 戸建住宅(建築基 準法別表第二(い) 項第1号に掲げる 「住宅」のうち一戸 建のものをいう。) (2) 畜舎(床面積の合 計が15㎡以内のも のを除く。)
	建築物の敷地面 積の最低限度	200㎡	230㎡	230㎡
	建築物の壁面の 位置の制限		都市計画道路「豊幌 大通」の道路境界線 (隅切部分を除く。) から建築物の外壁又 は、これに代わる柱の 面までの距離(以下 「後退距離」という。) の最低限度は3mとす る。 (ただし、車庫、物置 その他これらに類す る用途に供し、軒の高 さが2.3m以下である もの及びポーチその 他これに類する建築 物の部分で、高さが5 m以下であるものに ついては、後退距離の 最低限度は1mとす る。)	都市計画道路「豊幌 大通」の道路境界線 (隅切部分を除く。) から建築物の外壁又 は、これに代わる柱の 面までの距離(以下 「後退距離」という。) の最低限度は3mとす る。 (ただし、車庫、物置 その他これらに類す る用途に供し、軒の高 さが2.3m以下である もの及びポーチその 他これに類する建築 物の部分で、高さが5 m以下であるものに ついては、後退距離の 最低限度は1mとす る。)
	垣又はさくの構 造の制限	へいの高さは、1.2 m以下とする。 ただし、生垣は除く。		
	備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の規定による。		

(理由)

当地区の土地区画整理事業による宅地開発事業の事業効果の維持及び増進を図り、将来にわたって周辺地域と調和のとれた、緑豊かで良好な市街地の形成が図られるよう地区計画の決定を行うものである。